

京都市告示第26号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで財団法人京都市女性協会を京都市公金受託者とし、京都市女性総合センターの使用料の徴収事務を委託します。

平成16年4月1日

京都市長 榊本頼兼

(文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課)